

面的液状化対策パイロット事業実施要綱

制定 令和7年3月31日6都市整区第1240号

第1章 総則

(目的)

第1条 本事業は、液状化の可能性が高い地域で行われる開発事業などを対象に、東京都（以下「都」という。）が面的液状化対策に必要な費用を負担することにより、対策事例を創出し、得た知見を周知することで、対策の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 面的液状化対策
公共施設等と宅地の一体的な整備を契機とした液状化対策
- 二 パイロット事業
第7条第2項により東京都知事（以下「知事」という。）が認定した面的液状化対策
- 三 施行者
知事が認定したパイロット事業を行う者

第2章 面的液状化対策パイロット事業

(施行者)

第3条 パイロット事業の施行者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 区市
- 二 民間事業者等

(対象地区)

第4条 パイロット事業は、次の各号の要件に該当する地区において行うものとする。

- 一 3,000 m²以上の開発事業等が行われる土地の区域
- 二 「東京の液状化予測図」で、「液状化の可能性が高い地域」とされている土地の区域
- 三 過去に液状化が発生したとされている土地の区域

四 宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのある土地の区域

五 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われる事業の土地の区域

（対象建築物）

第5条 パイロット事業は、次の各号のいずれかに該当する建築物を対象とする。

- 一 共同住宅（複合施設を含む。）等の中高層建築物
- 二 10戸以上の住宅が建築される一団の土地の建築物
- 三 避難所、避難場所、防災拠点等、災害時に特に重要な建築物

（事業期間）

第6条 パイロット事業の期間は、令和9年度末までとする。

（パイロット事業の申請及び認定）

第7条 パイロット事業の認定を受けようとする者は、面的液状化対策パイロット事業申請書（第1号様式）及び面的液状化対策計画書（第2号様式）を知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書及び計画書の内容について審査し、当該液状化対策が都のモデルケースとして認められる場合には、パイロット事業として認定し、面的液状化対策パイロット事業認定書（第3号様式）を申請者に交付する。

3 パイロット事業の認定に当たり、知事は、都が設置する「東京都液状化対策有識者検討会」に意見を聴くものとする。

第3章 その他

（都の負担）

第8条 都は、第7条第2項で認定されたパイロット事業について、東京における液状化対策の促進に向け、モデルケースとして都が求める水準の対策を実施するために必要な経費の一部を、面的液状化対策パイロット事業交付要綱（令和7年3月●日付6都市整区第1241号。）に定めるところにより、予算の範囲内で負担することができる。

（実施報告）

第9条 施行者は、パイロット事業の実施において、面的液状化対策の設計・施工段階で経験した技術的・制度的課題などについて、都に報告するものとする。

2 前項の報告は、年度ごとに、面的液状化対策パイロット事業実施報告書として都に提出するものとする。

(指導、監督及び協力)

第10条 知事は、施行者に対し、当該事業の適正な執行を図るため、状況の報告又は資料の提出を求め、必要な助言又は支援を行うことができる。

2 施行者は、面的液状化対策の普及・啓発に向けた周知・広報活動について、都に協力するものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。